

発行 株式会社ラベルバンク
 大阪市淀川区西中島5-12-8
 新大阪ローズビル6F
<https://www.label-bank.co.jp/>
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第197号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
 We make food labeling accessible for everyone.



各国の食品表示に関する制度の改正動向について

2025年に入り、シンガポールと中国で大きな食品表示基準改正がありました。今回は少し広めに各国の改正動向について整理してみたいと思います。

<米国>

2025年4月7日、米国アルコール・たばこ税貿易局(TTB)は、[アルコール飲料に対する表示基準改正案の意見募集期間を延長](#)することを公表しました。改正案は、アルコール飲料への「アルコール情報(1杯あたり含有量、熱量、栄養成分量)」表示とアレルギー表示の義務化に関するものです。4月18日、米国食品安全検査局(FSIS)は、[米国食品医薬局\(FDA\)のアレルゲン表示ガイダンス第5版\(2025年1月\)](#)に対応し、[アレルゲン関連のプログラムと文書を更新](#)することを

公表しました。アレルギー表示対象の「木の实」からココナッツが削除されます。また5月8日、米国食品医薬局(FDA)は、[容器包装前面\(FOP\)栄養成分表示制度に関する意見募集期間を延長](#)することを公表しました。

<韓国>

2025年4月21日、韓国食品医薬品安全処(MFDS)は「[食品等の表示基準の一部改正](#)」を告示しました。消費者に直接販売しない場合などに限り、外国語で表示された輸出食品*にハンゲル表示事項をステッカー貼付等による表示を許可すること、栄養成分表示の義務対象拡大などの改正がなされています。また1月から2月にかけて、「[食品等の表示・広告に関する法律施行規則一部改正令\(案\)](#)」に対する意見募集がなされました。改正案は、主にデジタル表示(原材料名、品目報告番号等)に関する内容です。

<タイ>

2025年3月7日、タイ食品医薬局(FDA)より、「[栄養成分表示制度に関する草案](#)」に対する意見募集がなされました。栄養成分表示の一部表示要件の改正と、GDA(1日摂取目安量)形式による熱量、糖類、脂質、ナトリウム量の表示基準の改正です。主に「色(文字色、背景色等)」に対する厳しい要件を見直す改正案となっています。また5月6日、タイFDAにより2件([保健省告示第456号](#)、[第457号](#))の告示があり、玄米粉、ゼリーなどの7つ個別の表示基準の廃止と、製造、輸入および流通が禁止される食品の指定(こんにゃ

くミニカップゼリーとそれに類するもの)についての改正がなされました。

<オーストラリア>

2025年4月7日、オーストラリア・ニュージーランド食品基準局(FSANZ)は、[以下の3点の改正案を承認する通知](#)を公表しました(①ウズラ培養肉の新規食品指定、②アルコール飲料への炭水化物、糖類の表示、③アルコール飲料への熱量の表示)。

また、シンガポールのFood Regulations([4月2日記事](#))ではグルテンフリーの要件が追加されていますが、その他にも原材料名の表示に関する規則(第5条第4項)でも改正がなされています。中国のGB7718-2025およびGB 28050-2025([5月7日記事](#))については、アレルギー表示の義務化、栄養成分表示の義務対象成分の追加、無添加・不使用表示の禁止など多くの改正がなされています。

日本の食品表示基準改正([4月2日記事](#)、[2月6日記事](#))の動向とあわせて、これら各国の改正動向についても目を通しておかれるとよいと思います。

(川合)

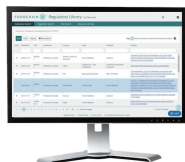
*2025年6月24日修正

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



DECERNIS
 A FOODCHAIN ID COMPANY



Regulatory Library
 (gComply)

各国基準情報の検索システム

世界中の基準情報データベースから、対象国の根拠文書(現地語 & 英語)を簡単に検索



ミニコラム

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正について

本年3月、消費者庁より「[食品期限表示の設定のためのガイドライン](#)」が改正されました。「[食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ](#)」(令和5年12月)において、[旧ガイドライン](#)（平成17年2月）を期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、食品ロス削減の観点から見直すことが示されたことが経緯です。

(1)消費期限又は賞味期限の設定

実態調査において、[消費期限と賞味期限の定義](#)を考慮せず、「5日*」で区別する事例が認められたことから、定義に従い食品の特性等を十分に考慮した上でどちらかを表示する必要があります、としています。定義を考慮すると、消費期限は微生物試験等の安全性に係る試験・検査の結果を優先して設定する期限、賞味期限は理化学試験や官能検査等の品質の試験・検査の結果を優先して設定する期限となります。

*期限表示導入時（平成7年）に「5日」で区別する考え方が通知も平成20年に解消済み。

(2)食品の特性等に応じた客観的な項目（指標）及び基準の設定

表示責任者は、安全性や品質等に関してその食品を最も理解し、食品の特性や保存状態等を勘案して期限を設定するための客観的な項目（指標）及び基準を科学的・合理的に自ら決定する必要があります、としています。実態調査では、食品の特性にかかわらず一般的な衛生指標である「一般生菌数」、「大腸菌群数」、「大腸菌数」等の項目を用いて評価し、必要以上に短い期限設定をしている例が報告されました。HACCPにより特定された危害要因を踏まえ、低温菌、嫌気性菌などその食品に適切な項目（指標）を決定する必要があります。



(3)食品の特性等に応じた「安全係数」の設定

旧ガイドラインでは、食品の特性に応じ、1未満の安全係数をかけて、客観的な項目（指標）において得られた期限よりも短い期間を設定することが基本とされ、旧食品表示基準Q & A（加工-22）では、安全係数は「品質のばらつき等が少ないものは0.8以上を目安に設定する」とされていました。しかし、実態調査では0.8未満に設定している品目が約4割も存在し、安全性が十分に担保されている食品にもその特性に応じることなく安全係数を設定している事例が認められています。

新ガイドラインでは安全係数が1未満であることは同様に、食品の特性等によるが、安全係数は1に近づけること、レトルトパウチ食品や缶詰等については安全係数を考慮する必要はないとされています。（[新食品表示基準Q&A](#)（期限（事）-9））

(4)その他

表示責任者は、消費者等から求められた際には、定められた方法に保存した場合にまだ食べることができる期限の目安について、できる限り情報提供するよう努める、としています。

本ガイドラインを期限表示の設定、食品ロスの削減等にお役立てください。

（谷本）



執筆書籍 好評発売中！



新訂2版

基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック



新訂2版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック

著者：石川直基 的早剛由
株式会社ラベルバンク

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2023年10月19日

価格：4,290円(本体：3,900円)

<https://www.label-bank.co.jp/column>



この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。



今月のお気に入り言葉

其实地上本没有路，走的人多了，也便成了路

（実際、地上に道は初めからあるのではなく、多くの人が歩くから、それが路となるのだ）

（魯迅）



Label bank

毎月1日発行

WEBサイト：

<https://www.label-bank.co.jp/>

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区中島5-12-8

新大阪ローズビル6F

お問い合わせ：

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540